

療育手帳の援護について 三郷市福祉事務所 障がい福祉課 048-953-1111 給付係 048-930-7779 障がい福祉係 048-930-7778

○必ず該当 △各種条件あり

| チェック欄 | 制 度 名                          | 障害の程度       |             |             |             | 制 度 内 容 等   | 窓 口                        | 備 考                                 |
|-------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|----------------------------|-------------------------------------|
|       |                                | Ⓐ           | A           | B           | C           |   |                            |                                     |
|       | 重度心身障害者医療費助成                   | ○           | ○           | ○           |             | 市内に居住する障がい者(児)に医療費を助成する。<br>(満65歳になった方は後期高齢者医療制度に加入できる)   | 障がい福祉課<br>給付係              | 65歳以上で手帳新規取得した方は対象外                 |
|       | 在宅重度心身障害者手当                    | ○           | ○           |             |             | 市内に居住する在宅重度障がい者(児)に支給。(市民税課税者、特別障害者手当等の受給者及び施設入所者を除く)   |                            |                                     |
|       | 特別障害者手当                        | △           |             |             |             | 在宅の最重度障がい者(20歳以上)で、常に特別の介護を要する状態にある方に支給。(病院等に3ヶ月以上入院している者及び施設入所者を除く) ※所得制限有り                                    |                            |                                     |
|       | 障害児福祉手当<br>(障がい者が児童の場合)        | ○           | △           |             |             | 在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給。(障害年金を受給している方及び施設入所者を除く) ※所得制限有り  |                            |                                     |
|       | 特別児童扶養手当<br>(障がい者が児童の場合)       | ○           | ○           | ○           |             | 精神又は身体に障がいをもっている20歳未満の児童を家庭で養育している保護者(親)に支給。 所得制限有り   |                            |                                     |
|       | 心身障害者扶養共済                      | ○           | ○           | ○           | ○           | 保護者(加入者)が死亡・重度障がい状態になった場合、障がい児者に年金が支給される。また、障がい児者が死亡した場合、弔慰金が支給される。   |                            |                                     |
|       | 福祉タクシー補助券又は<br>自動車燃料費助成券の交付    | ○           | ○           | ○           |             | 市内居住の障がい者(児)対象。障がい者(児)が県内のタクシーに乗る場合、基本料金を補助する券を年34枚支給。または1,000円の燃料費を補助する券を年17枚支給。                               |                            |                                     |
|       | 国民年金法障害基礎年金<br>(厚生年金は社会保険事務所へ) | △           | △           | △           | △           | 年金加入中に病気や事故で障がい者となった場合、納付要件を満たす方に支給。20歳前又は昭和36年4月1日以前に初診日のある場合は、年金をかけていなくても支給。 所得制限有り                           | 国 保 年 金 課 係                | 国 保 年 金 課 直 通<br>9 3 0 - 7 7 0 4    |
|       | 旅客運賃の割引                        | 一<br>種<br>○ | 一<br>種<br>○ | 二<br>種<br>○ | 二<br>種<br>○ | 一種(要介護)・・・全線5割引(本人及び介護者)<br>(一種でも単独で乗車した場合は二種扱いとなる)<br>二種・・・・・・・・・片道100キロ以上利用する場合半額<br>(二種は介護者が半額になるのは本人が12歳未満) | 各 鉄 道 窓 口                  | 手 帳 持 参<br>各鉄道会社により多少の<br>違 い あ り 。 |
|       | 民営バス運賃の割引<br>(JR以外のバス)         | ○           | ○           | ○           | ○           | 5割引(本人及び介護者)。各バス会社により多少の違いがあるため、各バス会社・営業所にご確認を。   | 各 営 業 会 社 所                | 乗車時に手帳提示<br>定期券は三割引                 |
|       | 国内線航空運賃の割引                     | ○           | ○           | ○           | ○           | 一種、二種(要介護)・・・2.5割引(本人及び介護者)   | 各 営 業 会 社 所                | 手 帳 持 参                             |
|       | NHK放送受信料免除                     | △           | △           | △           | △           | 全額免除・・・世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合<br>半額免除・・・重度Ⓐ A、の知的障がい者が世帯主、かつ契約者の場合   | 障 がい 福 祉 課 係<br>障 がい 福 祉 係 |                                     |

| チェック欄 | 制 度 名   | 障害の程度 |   |   |   | 制 度 内 容 等  | 窓 口   | 備 考   |
|-------|---|-------|---|---|---|--|---|---|
|       |   | Ⓐ     | A | B | C |  |   |   |
|       | 県立(公立)施設使用料の割引                                  | ○     | ○ | ○ | ○ | 県立の施設の使用料などが半額になる。(本人と介護者)   | 各 施 設   | 手 帳 の 提 示   |
|       | 県 営 住 宅 の 入 居                                   | ○     | ○ | ○ |   | 通常申し込んだ場合よりも入居できる可能性が高くなる。<br>(優先的に入居ではない) 家賃は収入に応じて決定。  | 埼玉県住宅供給公社 岩槻支所  | 岩 槻 支 所<br>048-794-7146   |
|       | 所 得 税 ・ 住 民 税 の 控 除                             | ○     | ○ | ○ | ○ | 障がい者本人が納税者の場合、または納税者が障がい者を扶養している場合に、障害者控除を受けられる。   | 税 務 署 ( 所 得 税 )<br>市 民 税 課 市 民 税 係 ( 住 民 税 )<br>※給与から住民税、所得税を徴収されている場合は勤務先の給与係    | 越 谷 税 務 署 048-965-8111<br>市 民 税 課 市 民 税 係 048-930-7706  |
|       | 相 続 税 の 軽 減                                     | ○     | ○ | ○ | ○ | 相続または遺贈により財産を取得した方が、85歳未満で心身に障がいがある場合の控除。  | 税 務 署   | 越 谷 税 務 署<br>965-8111   |
|       | 自 動 車 税 の 減 免                                   | ○     | ○ |   |   | ※右欄窓口へ申請。一度申請すれば該当車両に対して納税通知書は送付されない。<br>※軽自動車については市役所課税課が減免申請窓口。<br>※軽自動車は減免手続きが毎年必要。                 | 普 通 自 動 車 に つ い て は 埼 玉 県 税 務 所<br>又 自 動 車 税 事 務 所<br>軽 自 動 車 に つ い て は 市 民 税 課 係 | 埼 玉 県 越 谷 県 税 事 務 所<br>048-962-2191<br>春 日 部 自 動 車 税 事 務 所<br>048-763-4111<br>市 民 税 課 直 通<br>930-7707 |
|       | 有 料 道 路 料 金 優 遇 措 置                             | ○     | ○ |   |   | 本人が同乗し、介護者が運転している場合は5割引<br>※自家用車(個人名義)に限る。   |   | 日 本 道 路 公 団   |
|       | 思 い や り 駐 車 場 制 度 ( パ ー キ ン グ ・ パ ー ミ ッ ト 制 度 ) | ○     | ○ |   |   | 障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認めらせる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適用利用を推進する制度。 | 障がい者・難病患者:障がい福祉課<br>高齢者等:長寿いきがい課<br>妊産婦:子ども支援課<br>けが人等:ふくし総合支援課                   | 長 寿 い き が い 係 直 通<br>930-7788<br>子 育 て 支 援 ス テ ー シ ョ ン 直 通<br>930-7827<br>地 域 福 祉 係 直 通<br>930-7775   |
|       | 駐 車 禁 止 区 域 適 応 除 外 許 可 証 の 発 行                 | ○     | ○ |   |   | 許可証を提示すれば駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない範囲で駐車が可能になる。個人に対する交付。手続きの際は手帳の写し(表面)をお持ちください。                             | 吉 川 警 察 署 課<br>吉 交 通  | 958-0110<br>*持ち物は必ず電話で確認してください  |
|       | 携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引                       | ○     | ○ | ○ | ○ | 基本使用料、付加機能使用料が申請により割引になる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。  | 各 携 帯 電 話 会 社   | N T T ド コ モ 、 a u ( K D D I ) 、<br>ソ フ ト バ ン ク  |
|       | N T T 番 号 案 内 料 の 免 除                           | ○     | ○ | ○ | ○ | NTTの支店又は営業所に手続きをすることにより、電話番号案内料が無料になる。   | N T T 支 店 ・ 営 業 所   | N T T 埼 玉 支 店<br>0120-104174(通話料無料)   |
|       | 救 急 医 療 情 報 キ ッ ト                               | ○     | ○ | ○ | ○ | キットにかかりつけの医療機関名や持病、服薬内容等を記入した医療情報用紙を入れ、冷蔵庫内で保管をする。救急時に救急隊が、用紙に記入した情報を搬送先の医療機関に伝えるなどの活用をする。             | 障がい福祉課<br>障がい福祉係  |   |
|       | サ ポ ー ト 手 帳                                     | ○     | ○ | ○ | ○ | 乳幼児期から成人期までの医療、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、一貫して使用できる。   |   | 埼玉県のホームページからも印刷できます   |